

川崎市上下水道局規程第22号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「2,500円」を「6,818円」に改め、同項第2号中「会計年度任用職員の」を「自動車等の使用距離の」に改め、同号アからスまでを次のように改める。

| | | |
|---|------------------------|--------|
| ア | 片道5キロメートル未満 | 90円 |
| イ | 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 | 190円 |
| ウ | 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 331円 |
| エ | 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 472円 |
| オ | 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 613円 |
| カ | 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 754円 |
| キ | 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 895円 |
| ク | 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 | 1,036円 |
| ケ | 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 | 1,177円 |
| コ | 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 | 1,322円 |
| サ | 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 | 1,468円 |
| シ | 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 | 1,613円 |

ス 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 1, 759円

第7条第3項第2号に次のように加える。

セ 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 1, 918円

ソ 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 2, 077円

タ 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 2, 236円

チ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 2, 395円

ツ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 2, 554円

テ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 2, 709円

ト 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 2, 863円

ナ 片道100キロメートル以上 3, 018円

第7条第3項第3号ア中「2, 500円」を「6, 818円」に改める。

第9条第3項中「、9、14及び16」を削る。

第17条の2第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の112.25」に、「100分の121」を「100分の119.75」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の104.75」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

第29条中「昭和33年川崎市水道部規程第2号」を「令和8年川崎市上下水道局規程第21号」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。